

禹 貢 小 論

野 村 茂 夫

一、禹貢本文の批判

1

禹貢の全文中でその最も重要なのは九州の部分であると言えよう。

故にまず九州を中心として問題點を探り出してゆくことにする。

禹貢の九州の特質と言うべきものの第一は、同様の九州説が記述されている周禮職方氏・爾雅釋地・呂氏春秋有始覽などと比較して、特に西南方の地の記載が詳細である、とされることがある。

具體的に言うならば、禹貢には西南方の梁州が存在するが、他の九州説では言及していない。また、禹貢には東北方の幽州、つまり春秋時代から戦国時代にかけての燕の地方が入っていない。これに對して他の九州説には、いずれもその地の記載がある。

この點を問題として、禹貢成立の年代を考えることが、内藤虎次郎氏をはじめ顧頽剛氏・宮崎市定氏等によつてなされている。⁽¹⁾

顧氏の説くところによると、禹貢の梁州は前三一六年秦の惠文王が蜀をほろぼして以後はじめて得られた地理知識をもとに記述されていることと、前三〇〇年趙の武靈王が雲中・九原を開き、少し後に燕が遼東に達した時より後に得られた地理知識が禹貢にはないことが

ら、大体において前三世紀初期の成立であろう、と推定され、その作者については、梁州と秦との關係及び禹貢中の地理知識が、雍州方面つまり秦の地方にくわしく、黃河下流域に最も錯誤が多いから、秦國人の手になるものであろう、とされている。

この顧氏の考えは、内藤氏の説を發展させたものであり、時代については異論のある宮崎氏⁽²⁾の説も、作者が秦の地方の人である、という點では一致している。

かように、禹貢の成立した年代及びその作者に關する解答は出ているようであるが、これに對して更に再検討を加えてみることも、必ずしも無益なことではあるまいと思う。

2

梁州の州名の出所については、顧氏は秦からその地に入るための機道から出た呼稱⁽³⁾だとするが、小川琢治氏が説かれた如く、梁山から出た名稱である、とする方が荆山と荊州との關係より見ても正しいであろう。

またこれらの名は、梁荆二州より東北方によつた、いわゆる中原の地から見た呼稱である。荆山は荊州の北端に位置する。梁山はやはり梁州の東北端に位置する。このことから、中原より見てその彼方の土

地を、それゞゝ荆梁と呼ぶことになつたのであろう。

かよう見るならば、少くともその名稱によつて梁州と秦との關係を云々することは出來ない。

次に、秦の惠文王以前の梁州と他地方との交渉を見れば、古いものは尙書牧督の「庸蜀羌」微盧彭濮人」と言う記載がある。

この牧督篇が、正確にいつ頃成立したものかについては考證を要するが、ともかく殷周の革命の頃には、周と何らかの交渉が有つたと知られる。

春秋時代には庸・巴・麇・濮等の名が左傳・國語に散見する。

春秋文公十六年に「楚人秦人巴人滅庸」とあり、同じく左傳には楚の饑饉に乗じて庸・麇・百濮が楚を侵すことが記されている。

春秋文公十一年「楚子伐麇。」

左傳桓公九年「巴子使韓服告于楚。」

等の記載によれば、禹貢の梁州の地域を占めていた諸國は、秦よりも長江という交通路があるために、楚との交渉を多く有していた、と考えられる。

戰國時代に入つては、

史記西南夷列傳「始楚威王時、使將軍莊蹻將兵循江上略巴蜀黔中以西。……蹻至滇池、地方三百里、旁平地肥饒數千里、以兵威定屬楚。」

とあり、秦との交渉以前に楚と結びついていたことが示されている。

以上の歴史的な關係から見ても、梁州を九州中に入れるのは必ずしも秦人の手にならなくてもよい、と考えられよう。

次に禹貢中の梁州の項を見れば、山名として岷崕・蔡蒙があり、水名としては沱潛がある。

岷崕はそれゞゝ後の導山の項に「導嶓冢至于荆山」「岷山之陽至于衡山。」とあるように、禹貢では北方との關係よりも東方との關連において考えられている山である。またこの兩山はいずれも江漢兩水の水源とされるものである。蔡蒙兩山については決定的な解釋はないが、どの説も梁州中では長江に近い所を指している。

水名である沱潛にいたつては、長江の支流の名である。故にこれらの記述は、水系によつて交通が行われるという知識をもとにしているのであって、その知識を有するのは長江下流の荊州つまり楚の土地に關係を有する人々である、と考えられよう。

更に注目すべきは、その梁州の貢道とされるものは、「西傾因桓來、浮于潛逾于沔、入于渭亂于河。」という經路をとることである。

この一文は理解に苦しむ點がある。第一、西に傾は梁州と雍州との境界にある山で、むしろ雍州に入るべきものである。第二に、貢道として見るならば、西傾から發し河に入るまでに、潛水より沔水に入る時と、そこから渭水に入る時の二度にわたつて、陸を越えねばならぬという、他州の貢道には見られない不自然さを、おかしていることである。

おもうに、これは全体を貢道として見るからいけないのであろう。ここと合せ考へるべきものに、冀州の島夷の貢道なるものがある。

冀州には「島夷皮服、夾右碣石入於河。」とある。この冀州の場合、堯の帝都であるからという理由で貢物の記載がない。この貢物については、後に私見を述べるとして、今は一應舊來の説に従つて考へるならば、その貢物がない冀州に「夾右碣石入於河。」と、あたかも他州の貢道の如きものがある。このことについて、諸注釋家達は、古來これは島夷が皮服を貢する貢道なのだ、と説明してきたが、これは實は貢

道ではなくて、單に島夷がやつて來る經路を示したものにすぎないであらう。諸注釋家達は、あまり禹貢の「貢」にとらわれすぎていて、そのために極めて單純な事實を見落しているのではないか。

かように考へれば、「西傾因桓是來、浮於潛逾于汙。」と言うのは、西傾の人々が桓水を通つて、その上文にある獸皮をもつて梁州の中心部にやつて來ることを叙述したものだ、と理解出來よう。このことは先述したように、梁雍兩州界地方が長江本流方面と交渉をもつことからも、推察出來ることである。

貢道と言われて來た「入于渭亂於河。」の一文はどうなるかと考へれば、この六字は前文に後附されたものと言わざるを得なくなる。このことについては、後に再論するとして、次に禹貢と楚との關係を示すため、更に一證をあげよう。

禹貢導山の項には、

「西傾朱圉鳥鼠至於大華、熊耳外方桐柏至於陪尾。」

「導蟠豕至於荆山、內方至於大別。」

とあり、その中に內方・外方の山名がある。この内外の兩山は、左傳僖公四年に「楚國方城以爲城。」とある方城を中心として、外方・内方と名づけたのであつて、方城を中心として、その北方を方城之外と呼ぶのは、左傳などにしばり見えるものである。それらはいづれも楚について言及した場合に用いられている。

この内外兩方山のうち、外方山は嵩山であり、爾雅釋山に「嵩高爲中嶽」、あるいは舜典に「放驩兜于嵩山。」と、見えているものであるが、これが古くは大室と呼ばれていたことは、

左傳昭公四年「四嶽・三塗・陽城・大室・荆山・中南……」

『周幽爲大室之盟。』

山海經中山經「泰室之山」

などの大室が、史記封禪書には、

「大室嵩高也。」

とあることから、嵩山の別名である、と知られよう。

左傳定公四年「蔡侯吳子唐侯伐楚、舍舟於淮汭自豫章。」

とある章、つまり章山のこととされる。

かように、嵩山あるいは大室と呼ばれていたものを外方山と言い、

章山を内方山と言うのは、方城の南に位する楚から見た立場である。

この点からも、禹貢と楚との關係が見られる。

以上によつて、禹貢梁州の記事は必ずしも前三世紀頃の知識をもとにしているとは限らぬこと、及び、禹貢を成立させるに當つて、荊州つまり楚の地方の人の力が、かなりの影響を及ぼしている、と言いうると思ふ。

3

次に、禹貢には北方の幽州がなくて、他の九州說にはそれが存在する理由を、考へてみる。

禹貢九州と比較するものとして、爾雅釋地の九州說をとり上げてみよう。

爾雅の九州には、「燕曰幽州……東北之美者、有鹽無閭之珣玕琪焉。」とある。この鹽無閭は、趙の武靈王が最初に開拓し、續いて燕によつて廣げられた頃に、中華の勢力範圍に入った地方である。この武靈王は前二二九九年の人物であるところから、あるいは爾雅九州說なるものも、それ以後の知識をもとにしたと考えられるが、一方同じ釋地に「中有岱岳、與其五穀魚鹽生焉。」という記載がある。こ

の「中有岱岳」は、明らかに太山を中心とする齊人の考え方をもととするものであり、遠隔の地については「西方之美者、有霍山之多珠玉焉。南方之美者、有梁山之犀象焉。西南之美者、有華山之金石焉。」とある。

これより爾雅釋地の知識の限界は、わずかに霍山・華山・梁山という線に限られており、西南方については、極めてあいまいなものであることが理解される。

更に「東北之美者、有斥山之文皮焉。」ともあるが、これは管子撰度篇・輕重甲篇等に「發朝鮮之文皮。」とあるのと同じ知識をもとにしているのである。管子の文は爾雅を更に發展させたものであり、管子と齊との結びつきより考えても、爾雅と齊との關係が知られよう。

これから見て、爾雅釋地の九州説を主張したのは齊人だ、と考えられるが、その時期はおそらく稷下の學の盛えた前四世紀中期と思われる。故に歴史上では、東北方の知識が入る以前にこれが成立していたことになるが、この程度の地理知識は政治上・軍事上の支配がなくても知られるものであり、爾雅において西南方の記載が乏しいのは、齊という東北方に偏した土地の關係によるものといえよう。

かように見てくるならば、禹貢の九州に幽州が入っていないのは、自己に縁のうすい東北方の土地までも、限られた九州の中に入れる必要はなかつたからにすぎぬであろう。

4

次に貢道について、更に一言するならば、徐州の貢道は「浮于淮泗達于蕩」とある。

この貢道のとる経路は自然の河水によるものでなく、人工の運河によるものである。

江。」

これらうち墨子の説ではあまり判然としていないが、孟子の一文は明瞭に淮水泗水と江水との結合を述べている。

孟子滕文公上「禹疏九河、渝濟漯而注諸海、決汝漢排淮泗而注之利荆楚于越與南夷之民。」

孟子滕文公上「禹疏九河、渝濟漯而注諸海、決汝漢排淮泗而注之利荆楚于越與南夷之民。」

これについては、國語吳語「吳王夫差、乃起師北征、闕爲深溝、通於商魯之間、北屬之沂、西屬之濟。」

「(夫差) 餘滔江淮、闕溝深水、出於商魯之間。」

左傳哀公九年「秋、吳城邗、溝通江淮。」

とある。哀公九年は前四八六年に當る。

右の文により、江から淮水に入り、沂水・濟水から黃河に至るまでの大運河を、吳王夫差が通じた年は知られる。この運河は戰國末にいたっても存在したことは、史記高祖本紀「項羽與漢王約、中分天下、割鴻溝而西者爲漢、鴻溝而東者爲楚。」

戰國策魏策「蘇秦說魏襄王曰、大王之地南有鴻溝。」

などの鴻溝がそれに當ることからも知られる。

このことから、徐州の貢道は明らかにこの運河を利用することになる。禹の事蹟としてその運河を利用することは時代誤謬もはなはだしと言えようが、一方戰國時代に、禹がこの大運河を作ったと言う傳承があつたようである。

そうすると、禹の事蹟としてその運河を利用することは時代誤謬もはなはだしと言えようが、一方戰國時代に、禹がこの大運河を作った

背景があつた、と考えられよう。

ところで、一方揚州の貢道とされるものは「沿於江海、達於淮泗。」とあり、これは江から海に出て再び淮水・泗水に入る経路を述べたものとされる。前記の吳の邗溝により、また孟子・墨子の説に従えば、はるか外海に出て貢物を運搬するよりは、直接には江水から淮泗に通じた方が都合はよいであろうし、徐州の貢道との矛盾もない。それに拘らず、このような迂遠な方法をとるのは理解に苦しむところである。

この點からも、貢道の意味そのものを再考する必要がある。

すでに冀州の貢道が島夷の交通経路であり、梁州の貢道は西傾方面からの經路である、と説いたが、同様にこの徐揚兩州の貢道とされるものも、實は淮夷・島夷の通商路を述べたものと考えれば理解されよう。孟子・墨子に見られる禹の事蹟とされるものも、決して貢道というような意味はない。その地の人々の利益のために開いた水道と考えられる。その水道を作ったといふ點において、時代誤謬を犯してまでその傳承と一致しているのであるから、その目的においても一致して當然である。

以上の考えに基づけば、兗州・豫州等の外夷の名の記してない貢道とされるものは、後に他州の單なる通商路というべきものが、貢道として再整理された時にでも、つけ加えられたものであろう。

5

禹貢が決して一時に現在の形になつたのではないことは、すでに明らかにしたが、その中でもかなり古い姿をとどめている部分もあるはずである。それを指摘するのは至難のしわざであるが、次に一例をあげよう。

荊州の項に「雲土夢作乂」の一句がある。^㊷

この「雲土夢」は爾雅釋地には「楚有雲夢。」と、周禮職方氏には「荊州其澤藪曰雲夢。」と、呂覽有始覽には「楚之雲夢」と、それぐ記載されているものである。

この雲土夢または雲夢は、古くは雲と夢との二つの澤名であったようである。

左傳定公四年「楚子涉睢濟江入于雲中。」

〃 昭公四年「邵夫人使棄諸夢中。」

國語楚語下「有藪曰雲連徒州。」

などの例が見られる。これらでは、左傳には雲といい夢といい、史記の夏本紀索隱に「雲土夢本二澤名」と説くのを裏づけている。

楚語は、韋昭注に「連屬也、水中可居者曰州、徒其名也。」とあるのによれば、「雲は徒州に連なる。」と讀むのであって、禹貢の雲土夢は、雲土と夢とであるとわかる。

また、段玉裁の古文尙書撰異によれば、「雲連徒州即雲土也、此如穀於菟之類、皆方俗語言、徒土杜一字也、雲土長言之爲雲連徒洲。」と説かれている。どの説に従うにせよ、雲夢は春秋時代には、二つの別のものであつたのである。それがいつ頃から一藪と考えられるようになつたかは不明であり、一藪化したのはおそらくは地勢の變化によるものであろう。戰國時代に入つて雲夢と連稱されるのであるが、戰國策楚策には「楚王游於雲夢。」の一文がある。この楚王は宣王であり、前四世紀中頃の在位である。このことより直ちに斷定を下すことは戰國策そのものの成立の考證が必要であるが、一應禹貢のこの一句は、春

秋から戰國の初期頃のもの、と言ふことは出來よう。

一、禹貢の貢・土・田・賦について

1

禹貢の九州には、他の九州説と特に異なるものとして、各州の土・田・賦・貢が詳細に記述されていることが指摘されよう。

このうち、土は明らかにその地の土質を指すものであつて、かような記述は周禮草人職に九種の土質の記載があり、管子地員篇には

「九州之土爲九十物、每州有常而物有次。」

として、種々の土質の特性を記している。この周禮・管子兩書共に問題のある書であり、輕々しくそれによつて判断は下せないが、一應それらと比較して禹貢の土の記述の特質を考えてみる。

管子には「群土之長唯五粟、五粟之物或赤或青或白或黑或黃……粟土之次曰五沃、五沃之物或赤或青或黃或白或黑。」とあり、そこには土質の上下と五行の影響が明白にあらわれている。

それに對して、草人職の文は單に九種の土質を並列したのみであつて、管子のような五行の影響は見られない。しかし九という數にこだわっている點では、作爲的なものがうかがわれる。

これらと比較して、禹貢には色彩名のない土質もあり、數も九州説の中にありながら、九という數にとらわれていない。それらを考え方せると、管子や周禮よりも古雅な形をのこしているもの、と言えよう。

田の解釋は古來定説はないが、一説には王肅以下が主張したその土地の土質の良悪を段階づけたものだ、と言う説があり、他の説では鄭玄等の主張する土地の高低によるものだ、という意見がある。この後者は、九州中でも、最も奥地に位する雍州の田が上上であ

り、海濱の揚州が下下であるところから、考究出されたのであろう。しかし、これは雍州と同様に奥地に位置する梁州が下上⁽¹⁾というところからも、取るに足りぬ妄説だとわかる。

さすれば他の説の言う如く、土質の良悪を段階づけたものとなるかと言えば、そうではあるまい。このことについては、宮崎市定氏の犀利な論證があり、それに啓發された點は多いが、ここではそれに私見をつけ加えて述べる。

國語管語「公食貢、大夫食邑、土食田。」

とあるが、この場合の田は、公田からの上納物で生活することを意味するが、そこには田からとれるもの、と言う考えがあることは、宮崎氏も指摘されたとおりである。これと同様のことは、

荀子榮辱「是士大夫之所以取田邑也。」

にも見られ、田が士大夫を生活させるための田から生じるものとの意味が見られよう。

かような例から見ても、禹貢の田といふのは、田の質の上下ではなくて、田から出る穀物の多少を述べたものであろう。つまり禹貢九州中の各州の米穀の豊富さの順位が、田の上下九等段階である。

田と並ぶ賦も、やはり九等の段階があるが、この賦とはいかなるものかと言えば、古來の注釋家は、田からの穀米またはそれに附加される人功の類を言うもの、としている。

しかし、すでに田から出す穀米の意味があるとすれば、賦の方は自ら限定されてくる。

論語公冶長「千乘之國可使治其賦。」

では、集解に「兵賦也。」と注されている。この例は左傳等にも多く見られる。試みに賦が兵賦または軍賦を意味するものを、左傳中からぬ

き出してみれば、襄公四年「鄆無賦於司馬。」昭公五年「韓賦七邑。」哀公七年「魯賦八百乘君之貳也、邾賦六百乘君之私也。」哀公十三年「魯賦八百乘。」昭公十三年「天子之老請師王賦。」等がある。

この中でも、特に昭公十三年の文などは、王賦と言うのは王の軍隊の意味であり、賦に軍賦の意義があることがよく知られる。

この兵賦または軍賦には、二つの内容がある。一は武器調達の意味で、他の一は人民を使役のために徵發することである。

周禮小司徒「以任地事而令貢賦。」

は、明らかに人民徵發を示すものである。

即ち、禹貢の賦はその土地から徵發出來る人民の數の多少を指したものであろう。その主要目的は軍役に服したり、國家の土木事業に參加することであるが、同時にその中には、それに必要な兵車の類もも含んでいたのかも知れぬ。

賦の意味も、嚴密には時代の推移によつて變化しているであろう⁽⁶⁾し、またそれを究明することによつて、ある程度禹貢の成立の時代も推測できようが、今は一應禹貢の賦の意味は、他の資料と比較してみた結果、以上の如きものであろうと指摘するにとどめておく。

2

次に貢の意味であるが、貢の本來の意義は地方から王室にその土地の產物を上納することであるのは明らかである。

その貢物を受けるのは、春秋戰國を含む周代では周王室であるはずであるが、實際にはどのようであつたろうか。

詩經中には、

大雅韓奕「韓侯入觀、以其介圭、入觀于王……奄受北國、因以其伯、實墉實壑、實畝實藉、獻其貔皮、赤豹黃熊。」

とあり、これは北方燕の地から周王室に玉や獸皮を獻じたことを述べたものであり、新に服從した國からの儀禮として、かような事實があつたことは、同じく大雅常武に、

「王猶允塞、徐方既來、徐方既同、天子之功、四方既來、徐方來庭、徐方不回、王曰還歸。」

と見られることからも、容易に察せられよう。この詩では、史實は不明としても、周王室が自ら徐を伐ち、その徐が服して周に來貢したことでは、現実を述べていることは明らかである。

かように西周期の朝貢の形は、新な服屬國から貢物を上納することであるが、その理想の形は尚書堯典に「五載一巡守、羣后四朝。」⁽⁷⁾とあるように、代々王室と關係があり、王室より封建せられた諸侯が來貢することである。

しかし現實には、その形式は東周に入ると實行されなくなつている

ことは、左傳・國語等の下記の例から理解できよう。

國語周語上「夫先王之制……蠻夷要服……要服者貢、荒服者王……歲貢、終王。」

』 魯語上「先王制諸侯、使五年四王、一相朝也。」

』 』 「昔武王克商、通道於九夷、百蠻、使各以其方賄來貢。」

』 』 晉語六「夫王者成其德、而遠人以其方賄歸之。」

』 鄭語「於是乎先王聘后於異姓、求財於有方。」

左傳昭公十三年「昔者天子班貢、輕重以列、列尊貢重、周之制也、卑而貢重者、甸服也。」

これらには、いざれも古き朝貢の形は先王之制、として理想化されている。このことは逆に、左傳・國語の頃には行われていなかつたことを、示すものである。

これは、

國語吳語「天子有命、周室卑約、貢獻莫入、上帝鬼神而不可以告、無姬姓之振也。」

左傳僖公四年「爾貢苞茅不入、王祭不供、無以縮酒、寡人是徵。」などを見ても知られよう。

貢を王室に行つた例もあるが、それらはいずれも次のようすに、末期的症狀を呈している。

國語周語中「魯成公來朝、其享觀之幣薄而言謟。」

これは貢物の内容の價値が低下していることを述べるものである。また、先の僖公四年の例では、周王室の力が地方からの貢物を入れしめるには足りぬので、覇者がそれを行わせたことを示すものであり、この例はその他にも、

國語齊語「齊桓公……遂南征、伐楚濟汝、踰方城望汝山、使賈絲於周而反。」

左傳僖公五年「晉……襲虞滅之、歸其職貢於王。」などに見られる。

以上のように、王室の權威の低下に伴つて貢物が入らなくなつたのであるが、それにつれて諸侯の勢力が増大すれば、そこに當然豫想されるのは、諸侯は自らの手に自らが征服した地からの貢物を入れることである。また諸侯の間にも、その力關係によつて、貢物をやりとりすることが起るはずである。

詩經中にも、春秋時代に作られたと思われる魯頌泮水では、すでにこの傾向を見せてゐる。

「憬彼淮夷、來獻其琛元龜象齒大路南金。」

新たに征服した淮夷の貢物が、それを伐つた魯侯の手に入ったので

ある。

諸侯相互に貢の行われた例は、非常に多く見られるが、その數例を指摘するならば、

國語魯語下「今我小侯也、處大國之間、繕貢賦以共從者、猶懼討有。」

「楚語下「又有藪曰雲連徒洲、金木竹箭之所生也、龜珠齒角皮革羽毛、所以備賦用以戒不虞者也、所以共幣帛以賓享於諸侯者也。」

「吳語「夫吳良國也、能博取於諸侯。」

「越國南則楚、西則晉、北則齊、春秋皮幣玉帛子女以賓服焉。」

左傳襄公二十八年「小適大有五惡……行其政事、共其職貢。」

「襄公二十九年「魯之於晉也、職貢不乏。」

「昭公三十年「幣邑居大國之間、共其職貢。」

「哀公十三年「幣邑之職貢於吳、有豐於晉。」

などがある。そしてその大國からの要求が、あまりに強い場合には、

相互に紛争が起るのである。

左傳桓公十三年「宋多青賂於鄭、鄭不堪命、故以紀魯及齊宋衛燕戰。」

「僖公十一年「黃人不歸楚貢、楚人伐黃。」

「僖公十二年「黃人恃諸侯之睦于齊也、不供楚職……楚滅黃。」

などがそれである。

そして戰國時代には、この最後の場合が多くなるのである。

以上、貢の實際に行われる場合の變遷を見て來たが、その貢の本來の目的は、あくまで王室の祭祀の用に供するものである。このことは、上例のうちに見られる貢物の品種を見れば、ある程度理解出來ようが、古い實例として尚書顧命篇がある。顧命篇には「越玉・夷

玉・盾之舞衣・兌之戈・和之弓」等の名のついた祭祀の具がある。これらはそれべくの土地からの貢物である。先述した魯頌泮水の詩に見られる貢物も、魯の泮宮で祭るのに用いられたものであり、同じく先にあげた左傳僖公四年の「爾貢苞茅不入、王祭不供、無以縮酒。」などと言うものは、春秋時代にも、貢は王室の祭祀に供されるべきだと精神を残していることを、示すものである。

しかし、この貢物の原義が實質的には失われ、諸侯相互に授受されるようになり、その負擔の増大から戦争にまで發展するところから見れば、單なる物資の交流の意味に變化したのである。

以上述べた貢は、諸侯から王室へ提供するか、または諸侯相互の勢力關係によつて授受されるといつある程度は、貢の本來の意義を有するものであるが、他に貢としてもう一つの場合がある。

周禮天官大府には

「凡邦國之貢、以待弔用、凡萬民之貢、以充府庫。」

とある。この二種の貢はこの間の事情をよく言い表わすものといえよう。すなわち、邦國之貢といつるのは、上述したような諸侯からの貢物であり、その目的は弔用で代表される祭祀に用いられるのであるが、萬民之貢とは、いかなるものであろうか。

國語晉語四「晉文公元年……公食貢、大夫食邑、士食田。」

この場合の貢は、諸公が人民からのみつぎものを生活の資とすることを述べている。これは自己の支配する土地から上納される物資が、貢で言い表わされているが、周禮の「以充府庫之用。」とも、目的は一致するわけである。

このように、貢には、一般に人民が支配者にその地の産物を納める場合もあることが知られるが、ここで以上の田・賦以下をまとめて考

えてみよう。

孟子盡心下「有布縷之征、粟米之征、力役之征。」

と三種の税について並列している。この文を参考にするならば、粟米之征は禹貢では田に當るものであり、力役之征は禹貢の賦に當るものであろう。さすれば、禹貢の貢は布縷之征に相當するかと言えば、斷定は出來ぬが、おそらくはそうであろう。一つには、禹貢の貢物の内容が祭祀に用いられるべきものだけではなく、極めて一般的な物資を含んでいることからも考えられるし、また各地の貢物中にある厥篚などと言うものは、布縷之征といつことが出来るものである。更に先述したように、貢には充分この布縷之征と言ひ代えることの出來る意味をも有しているのである。

また、周禮・爾雅・呂覽等には、九州説と共にその土地の山川・産物が記載されている。禹貢の場合も、本来は他の九州説同様のものであつたのである。故に貢と名のつくものも、單にその地の特産物を記したものにすぎなかつたのである。それが政治的な意圖の下に紛飾されて、各地の田賦貢の等級づけが行われ、更に禹にたくして現在のようになつたのである。

三、結語

春秋から戰國時代にかけて、各地の産物について關心が高まつて來たことは、上記の貢物の例にあげた國語や左傳の文章中に各地の産物が記載されていることからも明らかである。それが系統的に述べられているのは、禹貢同様、九州説を述べた周禮・爾雅・呂覽等であるが、その他にも周禮匠人職の文がある。そこには「鄭之刀、宋之斤、魯之削、吳粵之劍……燕之角、荆之幹、紛胡之筈、吳粵之金錫」等が

ある。この一文は、郭沫若氏の考證では、春秋年間の齊國の書であるとされているが、その當否は別としても、春秋戰國の間から各地の產物に對する興味が現われたことは、各地との交渉が増し、交通運搬の便も増大することにより明らかである。かような時代背景よりして、禹貢を始め各書に見られるような產物も系統的に記述されるようになつたのであろう。それは最初は必ずしも九という數にこだわつていなかつたのであろう。

ところで、天下を九州に分け、各地の產物を述べたとされる周禮・爾雅・呂覽であるが、前述の如く、爾雅は齊の稷下の學者の手になるものと思われるが、その他はどうであろうか。禹貢の本來の姿を考えるに當つて、當然それが問題となつて来る。周禮・呂覽のうち、周禮は古來疑問の多い書とされて來たが、呂覽は戰國秦の間の書であることは明らかである。その呂覽には山海經と同じ記載があることは次如くである。

南山經「招搖之山、臨于西海之上，多桂。」

呂覽本味篇「招搖之桂。」

南山經「有鳥焉、其狀如鳩、其音若呵、名曰灌灌。」

呂覽本味篇「肉之美者、……鱠羶炙。」

南山經「有谷焉、曰中谷、條風自是出。」

呂覽有始覽「東方曰滔風。」

西山經「泰器之山、觀水出馬……鯀魚……西海遊于東海。」

呂覽本味篇「魚之美者、……鼈水之魚、名曰鼈。」

西山經「有木焉、其狀如棠、……名曰沙棠。」

呂覽本味篇「果之美者、沙棠之實。」

西山經「昆侖之丘、……有草焉、名曰葦草。」

呂覽本味篇「菜之美者、崑崙之蘋。」

東山經「葛山之首、無草木、澧水出焉、東流注于餘澤、其中多珠蟹魚。」

呂覽本味篇「醴水之魚、名曰朱鼈、六足、有珠百碧。」

かようによ覽の各地の產物の記述は、山海經の影響をうけて成立したものであることは明らかである。

一方、禹貢はどうかと言えば、その貢物と山海經の產物を述べたものとの一致點は認められない。しかし導山の項とは何らかの關係があると思われる。

導山・導水の項の後に「九山刊旅、九川瀕源」という句がある。九山は導山中にある。

「導岍及岐、至荆山。」「壺口・雷首至於太岳。」「底柱・析城至王屋。」「太行・常山至於碣石。」「西傾・朱圉・鳥鼠至於大華。」「熊耳・外方・桐柏至於陪尾。」「導嶓冢至於荆山。」「內方至於大別。」「岷山之陽至於衡山。」

という九の山系を述べたものであつて、單なる概數ではないことは、九川が「弱水・黑水・河・漾・江・流・淮・渭・洛」との代表的な九の川で説明できることからも、明らかである。

上記の九山系は、豫州あたりを中心としたものであり、これは實に山海經の最古の部分とされる五藏山經の記述法と、ほぼ一致する⁽⁶⁾のである。

この天下の山を、山系によつて記す方法は、爾雅釋山を見ても、あ

るいは（一例をあげるならば）

左傳昭公四年「四嶽・三塗・陽城・大室・荆山・中南九州之險也。」

といった記載を見ても、他には見當らぬのである。

この點から、自分は禹貢導山の部分は、山海經の影響をうけてい

る、と認めるのである。

山海經は、禹の事蹟を述べたものである、という傳承により、それ以前から禹と結びついていた九州の部分の後に、附されたのである。また、導水の項は導山と同様の記述であるところからも、導山が後附のものならば導水も同様に見なされるべきであろう。

呂覽に山海經の影響がありとすれば、山海經がそれだけの影響力を及ぼした時期は、限定されるはずであって、その點より考えれば、禹貢導山・導水の項が附加されたのも、戰國末から秦の頃であろう。そうすると、九州の部分は、少くとも山海經の影響がない點からしても、それ以前のものと考えられる。

九州説そのものは、九畿とか九圍とかいうものが、詩經中に多く見られるが、それらは九という固定したものを意味してはいない。左傳には先に例としてあげた昭公四年の「四嶽・三塗……九州之險也。」のように、天下を意味した九州という言葉が見られるが、この場合も、子齊宣王篇には天下を九分して齊はその一を有する、というような九州説の萌芽がある。この九州説をさらに發展させたものは、史記孟荀列傳にある驄衍の大九州説である。この頃にはすでに九という數に結びついた九州説があったことがわかるが、その驄衍の言葉を引いた史記の文章に「中國名曰赤縣神州、赤縣神州內自有九州、禹之序九州是也。」とあるところからも、戰國末期には禹と九州説とが結びついていたことが知られる。

しかし上述の如く、各地の山川や產物を記述した何らかの文獻は、それ以前から存在していたのであり、それをもとにして、異った地理的、思想的背景から、種々の九州説が生じたのであり、その一つが禹

の九州説である。そして他の九州説のうち、爾雅と呂覽とは孟子の考えなどに近いものである。爾雅及び呂覽は九州を説くに當つて「燕曰幽州、齊曰營州。(爾雅)」「河漢之間爲豫州、周也。(呂覽)」などと、國名によつて説明している。これは孟子が齊は天下の九分の一であり、他にも齊の如き國が八ある、としているのと、一致する考え方である。このことは、先述した爾雅釋地が稷下の學者達の手になる、といふのとも一致している。また、呂覽はその背景に秦という國があつたことから、かような記述態度をとつたのであろう。

それに對して周禮と禹貢とは、統一的な思想が顯著である。そのことは九州を説くのに一も諸國名を記していないことで知られるが、その原因として、周禮は周王朝を意識しているからであり、禹貢は禹の事蹟という時代を意識して國名が記されていないのであろう。

上述のことをまとめて言えば、本來單なる各地の產物や山川名を記したにすぎぬものであつたのが、戰國中期に一つの九州説として整理され、それが更に戰國末に禹の事蹟と結びつき、あわせて導山・導水の部分も入つたのであろう。

その作業をなしたのは楚國に關係のある人々であろう、と既に述べたが、その學派は墨家ではないかと思われる。

莊子天下篇「墨子稱道曰、昔禹之涇洪水、決江河、而通四夷九州也、名山三百、支川三千、小者无數。」

という一文は、この間の關係を示すものである。

墨家が禹を尊崇したのは周知の事實であり、それのみならず、墨子後學と楚との關係も次のような例にあらわれている。

莊子天下篇「南方之墨者，苦獲曰「齒鄧陵子之屬。」
韓非子顯學「自墨子之死也、有相里氏之墨、有相夫氏之墨、有鄧陵

氏之墨。」

尙、先秦諸子中に引用されている尙書の類には、禹貢と一致するものも、類似するものもない。このことは洪範篇なども同様であり、その文體から見ても内容から見ても兩者共に先秦時代には尙書の一篇としては扱われていなかつたのであらう。禹貢が尙書の一篇としてあらわれている最初のものは尙書大傳であるが、大傳はすでに鄭玄もその注の序で伏生後學の作、と言うようになりあいまいな性格をもつものであるが、一應それが漢初のものと認めるとしても、禹貢が尙書の一篇として扱われるようになつたのを、それ以前にさか上るのはむづかしいと思う。

以上説いた部分以外に、まだ禹貢には五服の項があり、それについても考察を加えねばならぬが、後の機會を待つことにする。

- ① 内藤虎次郎氏「尙書稽疑」「禹貢製作の時代」研幾小錄所收。
② 顧頡剛氏「中國古代地理名著選讀」。
③ 宮崎市定氏「古代中國賦稅制度」アジア史研究第一所收。
④ 顧氏前揭書四頁。
⑤ 宮崎氏前揭書七五頁。そこでは禹貢の成立を前漢初期とされている。
⑥ 小川琢治氏「支那歴史地理研究」二二三頁。
⑦ ⑧ この梁山は禹貢中にある梁山ではなく爾雅釋地に記されている山である。
⑨ ⑩ 胡渭「禹貢錐指」参照。錐指説では蔡蒙は峨嵋山とするが、定説ではない。

⑪ 顧氏前掲書二七頁には漢書地理志、括地志を引用し「西領山、在今青海同德縣東北、接甘肅夏河縣界、即魯察布拉山、一名蘿臺山、又名西強山。」と説いているが、明らかにそれに従えば雍州に入るべきである。

⑫ 左傳襄公十六年「晉師遂侵方城之外」。
⑬ ⑭ 襄公二十六年「方城外之縣尹也。」
⑮ ⑯ 襄公二十九年「公遷及方城。」
⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ⑳ 昭公九年「遷方城外人於許。」
⑳ その他、文公五年、同十六年、昭公十八年、同二十年、定公四年、哀公四年、同六年等に見られる。

史記匈奴列傳參照。

現行本では河となつてゐるが、說文には禹貢のこの文を荷の項に「河」として引用している。

史記夏本紀には「雲夢土」となつてゐるが、史記索隱では明らかに雲土夢としている。

- ⑪ ⑫ 宮崎氏前掲書七五頁以下參照。
⑬ ⑭ 假孔傳「賦謂土地所生、以供天子。」蔡傳「賦、田所出穀米兵車之類。」
⑮ ⑯ 宮崎氏前掲書八三頁以下參照。
⑰ ⑱ ⑲ ⑳ 序には召穆公が宣王をほめたもの、としており、朱子集傳もほぼそれに従つていて。
⑳ 「十批判書」三十頁。

山海經と禹貢との關係については、顧頡剛氏が北京大學哲學社「史學論叢」中の五藏山經試探に四條に分けて述べておられる。自分のこの部分のピントはこの顧氏の論文より得たことを附記しておく。